

ストックオプション課税のQ&A等、公表—国税庁

去る5月30日、国税庁は、「ストックオプションに対する課税（Q&A）（情報）」（以下、「Q&A」という）を公表した（<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/230428/index.htm>）。

ストックオプションについては、税制非適格・税制適格・有償型・信託型といった類型があるところ、課税関係を体系的に示す必要があること、信託型ストックオプションの課税関係については、国税庁と異なる見解が広まっており、国税庁の見解を示す必要があること、また、令和5年度税制改正による税制適格ストックオプションの要件緩和の改正を周知する必要があるといった趣旨から、公表されたもの。

Q&Aの概要

Q&Aの間3では、「税制非適格ストックオプション（信託型）の課税関係」が解説されている。このなかで、役員がストックオプションを行

使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益が給与所得となる旨が明記されており、次のように注書きがされている。

税制非適格ストックオプション（信託型）については、
 ・信託が役員にストックオプションを付与していること、
 ・信託が有償でストックオプションを取得していることなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たると見解がありますが、
 ・実質的には、会社が役員にストックオプションを付与していること、役員に金銭等の負担がないことなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たり、「給与として課税される」こととなります。

また、発行会社は、この経済的利益について源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとされている。問4では、源泉

所得税の納付をしていないことが判明した場合の対応として、速やかに納付し、一時に納められない場合には、税務署に申請を行うことにより、原則で1年以内の期間に限り、納税の猶予等が認められる場合がある旨が記載されている。

株価算定ルールに関する通達

改正のパブリックコメント

同日、国税庁から、税制適格ストックオプションに係る付与契約時の株価算定ルール等に関する『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』（法令解釈通達）等の一部改正（案）が公表された（<https://public-comment.e-gov.go.jp/serlet/public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410050035&Mode=0>）。

税制適格ストックオプションの権利行使価額要件に係る「契約時の1株当たりの価額」に関し、取引相場のない株式については、「株価算定ルールが明示されておらず、税制適格ストックオプションの発行等において不安定な税務実務となつている」との指摘に対して、その算定方法の明確化を図るもの。コメント期限は6月29日まで。

財務省法人企業統計調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和5年6月1日に発表した令和5年1～3月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,627社 (18,757社)
 回答率 70.4% (70.7%)
 ()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)
製造業、非製造業ともに増収
 売上高は、378兆8,575億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は5.0%となりました。
 業種別にみると、製造業は2.3%、非製造業は6.1%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)
製造業は減益、非製造業は増益
 経常利益は、23兆8,230億円で、増加率は4.3%となりました。
 業種別にみると、製造業は▲15.7%、非製造業は17.2%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)
製造業、非製造業ともに増加
 設備投資額は、16兆5,395億円で、増加率は11.0%となりました。
 業種別にみると、製造業は11.3%、非製造業は10.8%となりました。
 なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は14兆7,233億円で、増加率は10.0%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く) (単位: %、億円)

区分	4.1-3	4-6	7-9	10-12	5.1-3	
売上高					(実額)	
全産業	7.9	7.2	8.3	6.1	3,788,575	5.0
製造業	9.0	6.1	12.1	9.2	1,079,199	2.3
非製造業	7.5	7.6	6.7	4.9	2,709,376	6.1
経常利益					(実額)	
全産業	13.7	17.6	18.3	△2.8	238,230	4.3
製造業	18.4	11.7	35.4	△15.7	75,320	△15.7
非製造業	10.9	21.9	5.6	5.2	162,910	17.2
設備投資					(実額)	
全産業	3.0	4.6	9.8	7.7	165,395	11.0
	(5.0)	(3.5)	(8.0)	(6.3)	(147,233)	(10.0)
製造業	5.9	13.7	8.2	6.0	54,949	11.3
	(5.9)	(11.9)	(6.6)	(5.5)	(49,500)	(10.7)
非製造業	1.6	△0.0	10.7	8.6	110,446	10.8
	(4.6)	(△0.9)	(8.8)	(6.7)	(97,733)	(9.6)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。
 「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。
 なお、次回令和5年4～6月期の調査票の提出期限は令和5年8月10日、結果の公表は令和5年9月1日の予定です。

電子決済手段の実務対応報告案、公表—ASBJ

去る5月29日、企業会計基準委員会は第502回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。
電子決済手段の発行・保有等の会計上の取扱い

前回の親委員会（2023年6月10日号（No.1679））情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の文案等について、審議された。

出席委員全員の賛成により、公表議決された（5月31日公表。https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-0531.html）。コメント期限は8月4日）。

金融商品の減損

第200回金融商品専門委員会（2023年6月10日号（No.1679））情報ダイジェスト参照）に引き続き、次の論点について審議された。

(1) 購入または組成した信用減損金融資産

ステップ2を採用する金融機関における購入または組成した信用減損金融資産（以下、「POCI」という）の取扱いについて審議された。

事務局からは、POCIに関するIFRS9号「金融商品」の定めは、ステップ4を採用する金融機関における定めを検討したうえであらためて検討するとしている実効金利法による償却原価法の採用に関する一部の論点とあわせて検討する方向性が示された。

委員から、事務局案に賛成意見が多く聞かれた。

(2) 開示
ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）に関して審議が行われた。

わが国の会計基準に取り込むにあたり、IFRS7号「金融商品・開示」で要求される開示に関する定めを実務上の困難性が特に高いと思われる開示項目について個別に検討する事務局

会計・監査・開示 来し方行く末

株式会社による会社運営② (機関設計)

公認会計士
市川 育義

会社法においては、株式会社の機関設計について、最低限、取締役と株主総会を設置することから始まり、柔軟な機関設計を認めている。

① 機関設計の基本

会社法が規定する機関設計に関する基本的な取扱いは、(a)株主総会と取締役の設置を出発点として、公開会社の場合は取締役会の設置が必要、(b)取締役会の設置に対応し、監査役の設置が必要、(c)会計監査人の設置に対応し、監査役の設置が必要とされており、公開会社かつ大会社においては、監査役会の設置も必要、(d)非公開会社かつ非大会社の場合（中小企業等）は、株主総会と取締役を設置するか、これに監査役を追加する簡易な機関設計が可能、と要約することができる。

② 上場企業の機関設計

上場企業を前提とすれば、その基本的な機関設計は、「(ア)監査役会設置会社」、「(イ)監査等委員会設置会社」、「(ウ)指名委員会等設置会社」のいずれかによることになる。

このうち、「(ア)監査役会設置会社」はわが国特有の機関設計であり、現在でも多くの会社が採用し

ている。これに対して、「(ウ)指名委員会等設置会社」は、海外の投資家にもなじみのある取締役会による監督機能を強化した機関設計（モノタリンプモデル）である。

そして、「(イ)監査等委員会設置会社」は、両者の中間的なタイプの機関設計として、2015年に新たに導入された機関設計である。監査役（会）の代わりに取締役を構成員とする監査等委員会（過半数は社外取締役）を設置するとともに、「(ウ)指名委員会等設置会社」にある指名委員会や報酬委員会の設置を要しない代わりに、監査等委員会に取締役の選任等や報酬等に対する意見陳述権を付与している。

このようにわが国上場企業の機関設計としては、3タイプがあるが、投資家の立場からすれば、執行と監督を分離して監督機能を強化するタイプ（指名委員会等設置会社）がガバナンスに優れ、信頼して投資ができることとして注目されるであろう。

日本企業においては、多数の社内取締役が取締役会メンバーとなつている会社が多いが、その場合には、社外取締役に社内取締役の業務執行に対する監督機能の発揮が期待されるため、近年多くの

企業で、非業務執行でかつ独立性のある社外取締役の選任を進めることとしている。日本取締役協会（2022年8月1日）によれば、東証プライム上場企業においては、取締役会に占める独立社外取締役の比率が過半数もしくは3分の1である企業は、90%を超えているようである。

なお、近年、機関投資家等から監督機能の強化が叫ばれているなかで、「(ア)監査役会設置会社」から「(イ)監査等委員会設置会社」への移行が進んでいる傾向にあるが、「(ウ)指名委員会等設置会社」への移行は依然として微増にとどまっているようである。これは、主に社外取締役に監督機能の強化への警戒や候補者不足等の理由によるものと思われるが、監督機能を強化することが、企業価値の向上につながることは限らず、むしろ経営が委縮して、大胆な改革ができなくなるとの懸念の声も聞かせる。

いずれにしても重要なことは、企業価値向上に向けたバランスの取れた機関設計であり、今後、各社の実情を考慮した試行錯誤のなかで、わが国独自の機関設計の誕生と実効性のある運用が期待される。

案が示された。

委員からは、異論は聞かれず、「海外の先行事例も参考にしてほしい」との意見も聞かれた。

JICPAが公表した実務指針等の移管

前回の親委員会（2023年6月10日号（No.1679））情報ダイジェスト（参照）に引き続き、JICPAが公表している会計に関する実務指針等を、ASBJに移管するプロジェクトについての意見募集文書案が示され、審議された。

次回（6月13日開催予定）、公表議決する予定。

会計

ISSB公表の公開草案、コメント検討開始

去る6月1日、SSBJは第14回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第13回（2023年6月10号（No.1679））情報ダイジェスト（参照）にて説明が行われた、5月11日にISSBより公表された公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論およびSASBスタンダード・タク

改訂アプローチ4（限定的な場合において、国際的な適用

四半期報告書制度の見直しへの対応

昨年12月27日公表の金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」で、四半期報告書制度の見直しが示され、これに基づき金融商品取引法の改正案が国会に提出されている。

本改正案が成立した場合、四半期財務諸表に関する会計基準等の改正または修正が必要となる可能性があるとして、事務局から、四半期報告書制度の見直しへの対応を新規テーマとし、親委員会でも対応する方針が示された。委員からは、反対意見は聞かれず、事務局提案が了承された。

ソノミのアップデート」について、事務局よりコメント・レターの文案が示され、審議された。

事務局提案

事務局は、公開草案で提案されている5つの改訂アプローチについて、主に次の考えを示した。

改訂アプローチ4（限定的な場合において、国際的な適用

にふさわしくない開示の指標や、特定の法域外では国際的に同等のものが識別されない開示の指標を削除する）は削除すべき

- 改訂アプローチ5（開示トピックの完全性を維持するための関連性のある置換えが識別できる場合には、法域に固有の指標を削除し置き換える）は、本公開草案の他の改訂アプローチとは時間軸が異なるものであり、本プロジェクトで検討する改訂アプローチに含められるべきではない

また、ISSBが改訂アプローチ1、2および3（法域固有の参照を置き換えるための参照に関するアプローチ）の関係性を考慮し、特定の状況に対して適切に改訂アプローチ1から3を別個に用いたり、あるいは組み合せたりして、利用者にとって有用な情報を提供するかどうかという観点から、SASBスタンダードの指標を修正することを提案した。

今後の動向

委員からは、さまざまな意見が聞かれ、次回も引き続きコメント内容の審議がされる予定である。

国際会計

サプライヤーファイナンス契約に関する基準、改訂

IASB

去る5月25日、IASBは、サプライヤーファイナンス契約、それに関連する負債、当該契約がキャッシュ・フローおよび流動性リスクに与える影響の透明性を高めるため、「サプライヤーファイナンス契約…IAS7号およびIFRS7号の改訂」（以下、「改訂基準」という）を公表した。

今回の改訂により求められる開示には、たとえば次のものがある。

- ・ サプライヤーファイナンス契約の条件
- ・ 契約の一部である負債の金額およびその負債が貸借対照表のどこに計上されているか
- ・ 支払期限の範囲
- ・ 流動性リスクに関する情報

適用関係

今回の改訂は、2024年1月1日以降開始する年度の報告期間から適用される。早期適用は認められ、その場合には早期適用の旨を開示する。

このため、企業はサプライヤーファイナンス契約が、その関連する負債やキャッシュ・フロー、流動性リスクおよびリスク管理に及ぼす影響を評価することができるような情報を開示することが求められている。これにより、IAS7号「キャッ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年5月26日	令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令等	金融庁	2022年6月10日の「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法令等の一部を改正する法律」の公布に伴い、資金決済法施行令等において、電子決済手段等取引業および電子決済等取扱業に係る登録手続など、電子決済手段等に係る規定の整備がされたもの。施行日は2023年6月1日。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/20230526.html	—
2023年6月1日	「消費税法基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)	国税庁	2023年10月1日からインボイス制度が開始されることを鑑み、軽減税率制度およびインボイス制度に関する個別通達等の内容を消費税法基本通達に統合する等の改正を行うもの。コメント期限は2023年6月30日まで。 https://public-comment-e-gov.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD&TAIL&id=410050034&Mode=0	—

金融

ユーロ圏インフレ対策とその課題

ユーロ圏の消費者物価上昇率は、4月が年率7%上昇で昨年10月の10・6%をピークにペーシングが落ちているものの、欧州中央銀行（ECB）の2%目標からみると依然として高止まりしている。米国の4・9%や日本の3・5%を大幅に上回る水準だ。とはいえ、メディアで報道されるような、「単にECBが利上げを継続すべきだ」や、「過度な賃金上昇がインフレ高止まりの一因になっている」というのは早計だろう。単にECBが利上げを続けるべきだとの考えは、物価上昇の抑制策による経済成長鈍化の可能性を見落とし、バランスを欠いた政策になりかねない。

実際に、ユーロ圏での利上げが進んだ2022年のデータでは、利上げによって経済活動にブレーキがかかり、2019年と比較して欧州全体の経済成長率はマイナス2・3%に落ち込んだ。OECDのデータによると、利上げは特に新型コロナウイルス感染症の影響で傷ついた企業や、財政的に脆弱な南欧諸国にとって大きな負担となる。また、賃金の高止まりはインフレ抑制の妨げになっているという考え方にも疑問がある。これまでの経緯として、コロナ禍の影響により全世界の供給チェーンが大きな打撃を受け、商品の価格上昇に直接影響を及ぼしてきた。この間に海上輸送費も大幅に増加しており、エネルギー価格の高騰も無視できない。

国際エネルギー機関（IEA）によると、天然ガス価格はこの1年でおよそ150%上昇しており、企業はそれを価格に反映せざるを得ない。特に、ユーロ圏は日本やアメリカと異なり、エネルギー価格に関して、ウクライナ問題の影響を強く受けてきた。ユーロ圏のインフレ問題を解決するには、ECBによる政策金利の引上げが選択肢に入ることは確かだが、単なる利上げではなく供給チェーンの改善、コスト管理の強化、マクロ経済政策の総合的な見直しが必要になる。

証券

日本株高はいつまで続くか？

5月の日本株は絶好調だった。日経平均は大型連休前に昨年来高値のカベと評されてきた2万8、500円を突破し、中旬には3万円を突破、さらに下旬には3万1、500円に達し、バブル後の最高値を更新した。5月末には米債務上限問題への不安が日本市場にも波及し、株価は一服状態になったが、日経平均は月間7%の上昇と、主要国の株価指数では断トツのパフォーマンスであった。現在、日本株のファンダメンタルズ（景気見通し、企業収益予想）が他の市場に比べて特に良好というわけでもないため、日本人自身にも大きな驚きであった。

と、今後の日本株の行方はどうなるのだろうか？ 現在、日本の株式市場は熱気を帯びている。5月末に米債務上限問題がヤマを越えたとき、株価の戻りの勢いは米市場よりも強く、日本市場に対する投資意欲の盛り上がりをうかがわせた。

とはいえ、今後も株価上昇は続くのだろうか。収益の上方修正などが続かなければ、株価の上昇余地は乏しくなっていると考える。その理由はこれまでの上昇によって、日本株の割安感が解消してきているからだ。PER（株価/利益）で見ると、すでに日本株は割安とはいえないようになってきている。海外投資家が5月のような調子で今後も日本株投資を続けるとは考えづらい。しかし、5月の実績によって日本株再認識が世界に浸透したと思われるので、これからの日本株は他国に劣後することなく、アメリカを中心とする主要国市場と足並みを揃えて変動すると予想される。